



edward lipsett • stephen carter • chris ryal

翻訳・出版に関する契約書

本契約は、 _____（「作者」）と株式会社インターカム（「出版社」）との間で、「 _____（書名）」（「作品」）と題する作者の書籍の翻訳及び出版に関し締結されるものである。

- 1 作者は、出版社に対し、出版社が作品を英語に翻訳する又はその裁量により選択した翻訳者による翻訳を行う独占的権利を許諾する。
- 2 当該翻訳は、作品を忠実に英語に翻訳したものであるものとする。翻訳においては、日本語から英語への翻訳で必要な語句の変更を除き、原文から一部を削除したり、付け加えたりしないものとする。
- 3 作者は以下の内容を保証する：
 - (i) 作品に名誉毀損、剽窃、プライバシーの侵害又は事実の不当表示がないこと
 - (ii) 作品がいかなる著作権や財産も侵害せず、名誉毀損とされる内容を含まないこと
 - (iii) 作品は公有物ではなく、作者は本契約を締結する全権限を持つ唯一の所有者かつ著作権者であること
 - (iv) 作品が一部、全体に関わらず、過去に出版されたことがある場合、作者が現在は作品に関する全著作権を有し、法的に本契約の締結が許されていること
 - (v) 作者は、作品の内容から生じる訴訟に関する責任を、一切出版社に負わせること
- 4 出版社は、作品にはないいいがわしい又は第三者を中傷するような題材を一切、翻訳に取り入れなことを保証する。その代わりに、作者は、出版社に対するあらゆる訴訟、あらゆる方法のクレームや手続又は出版社が負担した経費につき、出版社を免責し、補償するものとする。但し、作品にはないいいがわしい又は第三者を中傷するような内容が出版社の翻訳に含まれていないことを前提とする。
- 5 作者は、出版の前に翻訳の正確さや適合性を確認する機会を与えられるものとする。翻訳及び編集作業が完了し、翻訳が最終的なフォームに整えられて出版の準備ができた段階で、作者は、60 日間かけて翻訳のチェックを行うか、作者の費用により外部にチェックを依頼することができる。作者は、この権利を行使せずに、出版社による編集上の決定に従うことに同意することを前もって選択することができる。作者は、出版社の編集上の決定に従うことに同意し、翻訳をチェックする権利を行使しない（はい/いいえ）：
_____。はいを選択した場合はイニシャルを署名（印）のこと：_____。
- 6 当該翻訳チェックの結果、作者が要求する修正、追加、削除はすべて、出版社へ書面で連絡されなければならない。当該修正、追加、削除は、出版社がその選択により、指示通りに実行するものとする。要求された変更が加えられない場合は、その理由を書面にて説明するものとする。出版社は、当該変更を実行する義務は持たないが、要求を満たす合理的な努力をするものとする。
- 7 出版社は、作者の権利保全のために所定の位置に©、作者の指定する氏名、第一発行年を表示する。
- 8 作者は、出版社に対し、出版社が本契約に基づき翻訳した作品の英語版（「英語版」）を、ハードカバー、大型ペーパーバック、文庫本、ブッククラブ、電子版（ebook）の形式で複製し、全世界に出版及び販売する独占的権利を許諾する。
- 9 英語版のフォーマット、コピー編集スタイル、イラスト、印刷製本様式、題名、カバー、トレードネーム、商標、ロゴ、版元又はその他の特定の目的のための表示、出版日、小売価格、作品の販売・流通・広告・販促に関するその他すべての事項についての最終決定は、作者と公正な協議の上、出版社が行うものとする。仕上げ寸法や CMYK プロセスなど特定の外観要素は、出版社が印刷会社や販売会社と締結した契約によって規定されるものであり、交渉の余地があるものとはみなされない。

10. 作者は、出版社が以下のものに関して第三者に対し英語版の利用を許諾するにあたり、作品の原著作者として、当該第三者に対して作品の利用を許諾するものとする。
 - a. 視覚障害者向けの点字や大きな活字その他の書籍など作品の権利
 - b. 英語以外の外国語版の権利
 - c. 続編、シリアル、セカンドシリアル、選集に関する権利
 - d. 映画、テレビなどのドラマ化権／興行権
11. 作品に索引が必要である旨、作者と出版社の間で合意された場合には、作者が索引を提供するか、又は出版社が索引作製者を雇用し、合理的な費用を作者と出版社が等しく負担するか、いずれかを作者が選択するものとする。作者の費用負担分は本契約に基づき支払われる金額から差し引かれるものとする。作品に文献一覧及び／又は脚注が必要である旨、作者と出版社の間で合意された場合には、別段の合意がない限り、作成については作者の責任及び費用負担とする。
12. 作者は、出版社に対し、作品並びに作品の広告及び宣伝につき、出版社が作者の指定する氏名を、出版社の裁量において使用する権利を許諾する。要請があれば、作者は、出版社又はその承継人が使用するため、自己の肖像写真を提供するものとする。
13. 出版社は、本契約が両当事者により署名された後 _____ (_____) 月以内に翻訳作業を完了し、第 6 条による翻訳チェックと修正完了後 _____ (_____) 月以内に翻訳された作品を出版するものとする。出版社が上記期間内に上記作業を完了しない場合には、本契約に基づき付与されたすべての権利は、作者が書面により要請した場合、作者に返還されるものとする。但し、やむを得ない事情があるときは、本契約当事者は、協議のうえ、書面にて上記期限を変更することができる。
14. 本契約に基づき出版社に付与される権利の対価として、出版社は、作者に対し、以下の金額を支払うものとする。
 - a. 出版社により出版される英語版（但し、電子版を除く）のカバープライスに対して以下のロイヤルティを支払うものとする：
 - (i) 大型ペーパーバックについて、小売価格（適用される税金を除く）の _____ %
 - (ii) 文庫本について、小売価格（適用される税金を除く）の _____ %
 - (iii) ハードカバー版について、小売価格（適用される税金を除く）の _____ %
 - b. 第 8 条に規定する英語版の電子版（ebooks）の販売により出版社が得た純収入の _____ % のロイヤルティ（純収入とは、配給業者やマーケティング代理店に支払った手数料や税金などの費用を差し引いた収益の合計として定義される）
 - c. 第 10 条で定める英語版の利用許諾により出版社が得た純収入の _____ %（純収入とは、代理店に対する手数料や税金などの費用を差し引いた収益の合計として定義される）
15. 本契約が効力を有する限り、作者は、作品又は英語版と同じタイトル又は英語版全体を含む他の書籍を、競合する市場で出版しないことに同意する。
16. 作者は、英語版の一般発売の 30 日以内に、紙装丁版を 5 冊、ハードカバー版を 2 冊、無料支給されるものとする。希望する場合は、作者は、出版社が出版したいいずれかの版の英語版を別途、カバープライスの _____ % の割引価格に送料と適用税金を加算した金額で購入することができる。作者が購入した英語版についてもすべてロイヤルティが支払われるものとする。無料支給された英語版についてはロイヤルティは支払われない。
17. 英語版に対するロイヤルティは、書籍が販売されている限り、かつ最低 10,000 円（一万円）又は他の通貨で同額のロイヤルティが発生する限り、毎年 6 月と 12 月の 2 回、計算されるものとする。作者に対するロイヤルティが 10,000 円（一万円）未満の場合又は他の通貨で同額未満の場合には、ロイヤルティが 10,000 円以上又は他の通貨で同額以上になるまで支払いは保留されるものとする。
18. 本契約は、両当事者が署名した時点で発効し、4 年間効力を有するものとする。本契約は、いずれかの当事者が本契約満了の 3 か月前までに書面で本契約終了の意思を通知しない限り、自動的に延長され、期限のないものとして継続するものとする。終了の通知受領から 3 か月後、出版社は、英語版の出版を中止するものとする。但し、出版社は、在庫分については販売を続ける権利を持つものとする。また、第 10 条に定める英語版の利用許諾による出版社の利益に関するロイヤルティは、第三者による英語版の利用が継続する限り、作者へ支払いが継続されるものとする。第 10 条に定める英語版の利用許諾に関する出版社と第三者との間の契約は、本契約が終了したとしても、第三者との当該契約が終了するまで有効に存続するものとする。



19. 作者若しくは作者が指名した業者が所持する財産又は作者の同意により配送が行われた者に対しては、出版社は、その損失又は損害について、責任を負わない。作者は、原稿（及び関連資料）のコピーを、自身の保護のために保持しておくものとする。
20. いずれの当事者も、本契約の全部又は一部につき、他方当事者の書面による事前の同意なくしては第三者に譲渡し、移転し又はその他の方法で処分することはできない。また、作者は、出版社の事前の書面による同意なくしてその作品の著作権の全部又は一部を第三者に譲渡し、移転し又はその他の方法で処分することはできない。
21. 本契約は、作者と出版社の相続人、承継人、遺産管理人及びこれらの譲受人にも拘束力を持つものとし、作者と出版社への言及は、その相続人、承継人、遺産管理人及びこれらの譲受人をも含むものとする。
22. 本契約が履行される場所に関わらず、本契約は、日本国の法律に支配され解釈されるものとする。
23. 本契約当事者は、本契約に関する如何なる訴訟についても、福岡地方裁判所が専属的管轄権を有することに合意する。
24. 上記の条項は、すべての事前の了解事項に優先されるものであり本契約当事者間の唯一かつ完全な同意を構成するものである。本契約は、事前の書面による双方の同意がなければ変更や取り消しはできないものとする。

本契約締結の証として、本契約当事者は、下記の日付で本契約に署名する。

作者 _____ 出版社 _____

エドワード・リップセット
代表取締役
株式会社インターカム

日付 _____ 日付 _____